

官報

号外 昭和四十七年二月二十八日

○第六十八回 参議院會議録第五号

昭和四十七年二月二十八日(月曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第五号

昭和四十七年二月二十八日

午前十時開議

第一 国務大臣の発言に関する件(昭和四十七年度一般会計予算の修正について)

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、請暇の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員の選挙
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一
- 一、昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第十七番、地方選出議員、茨城県選出、中村登美君。

〔中村登美君起立、拍手〕

○議長(河野謙三君) 議長は、本院規則第三十条により、中村登美君を農林水産委員に指名いたします。

○議長(河野謙三君) この際、おはかりいたします。

山田勇君から海外旅行のため来たる三月一日から十日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、おはかりいたします。

杉山善太郎君から裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を、和田静夫君から裁判官訴追委員を、それぞれ辞任したいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つきましては、この際、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員各一名の選挙を行ないます。

○瀬谷英行君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○藤田正明君 ただいまの瀬谷君の動議に賛成をいたします。

○議長(河野謙三君) 瀬谷君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に横川正市君を、

裁判官訴追委員に安永英雄君を指名いたします。

す。

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件につきおはかりいたします。

内閣から、社会保険審査会委員に中村隆則君を任命することについて、本院の同意を求めています。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 国務大臣の発言に関する件(昭和四十七年度一般会計予算の修正について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。水田大蔵大臣。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 政府は、さきに、昭和四十七年度予算を国会に提出し、御審議をお願いいたしているところでありますが、このたび、一般会計予算につき修正を行なうことといたしました。

ここにその概要を御説明いたします。

第一は、歳出予算中防衛庁の航空機購入費、二十六億三千万円、装備品等整備諸費一億六千万

昭和四十七年二月二十八日 参議院會議録第五号

議事日程追加の件 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一六四

円、計二十七億九千九百万円を減額したことであります。

なお、これらに関連する国庫債務負担行為につきましましては、二月二十五日の衆議院議長のごあつせんの内容に沿って取り扱ってまいる所存であります。

第二は、歳入予算中国有財産売り払い収入を二十七億九千九百万円減額したことであります。

この結果、昭和四十七年度一般会計予算の規模は、歳入歳出とも十一兆四千六百七十六億円となります。

本件につきましては、去る二月二十六日、衆議院においてすでに御承諾を得ましたが、何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて休憩いたします。

午前十時九分休憩

午後零時三十二分開議

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長前田佳都男君。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十七年二月二十六日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、昭和四十六年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金又は米生産調整協力特別交付金(以下「米生産調整奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十六年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に

係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額をこえる部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、昭和四十六年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて

固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

〔前田佳都男君登壇、拍手〕

○前田佳都男君 ただいま議題となりました法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。昭和四十六年度に交付される米の生産調整奨励補助金等について、所得税法及び法人税法上の軽減措置を講じようとするものであります。

すなわち、個人が交付を受ける補助金等については、一時所得の収入金額とみなすことにより、特別控除が適用され、また、農業生産法人が交付を受ける補助金等については、交付を受けたあと二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合に、圧縮記帳の特例を認めるものであります。

本法施行に伴う昭和四十六年度の減税額は、約五億円と見込まれております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと思います。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員

塩出 啓典君 松岡 克由君
喜屋武眞榮君 野末 和彦君
山田 勇君 内田 善利君
藤原 房雄君 栗林 卓司君
藤井 恒男君 中村 利次君
青島 幸男君 原田 立君
中尾 辰義君 木島 則夫君
柴田利右エ門君 中村 登美君
上林繁次郎君 矢追 秀彦君
三木 忠雄君 阿部 憲一君
松下 正寿君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 峯山 昭範君
田代富士男君 柏原 ヤス君
黒柳 明君 田淵 哲也君
中沢伊登子君 川上 為治君
沢田 実君 渋谷 邦彦君

鈴木 一弘君 宮崎 正義君
向井 長年君 高山 恒雄君
温水 三郎君 二宮 文造君
多田 省吾君 小平 芳平君
中村 正雄君 村尾 重雄君
小山邦太郎君 棚田 四郎君
中村 積二君 橋本 繁蔵君
原文兵衛君 松垣徳太郎君
志村 愛子君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 小林 国司君
大松 博文君 玉置 猛夫君
山崎 五郎君 石原慎太郎君
長田 裕二君 菅野 儀作君
石本 茂君 藤田 正明君
源田 実君 二本 謙吾君
河口 陽一君 木村 睦男君
土屋 義彦君 栗原 祐幸君
津島 文治君 徳永 正利君
丸茂 重貞君 平島 敏夫君
鍋島 直紹君 植竹 春彦君
木内 四郎君 杉原 荒太君
那 祐一君 古池 信三君
安井 謙君 重宗 雄三君
細川 護熙君 岩動 道行君
上田 稔君 佐藤 隆君
川野辺 静君 河本嘉久蔵君
金井 元彦君 片山 正英君

梶木 又三君 若林 正武君
長屋 茂君 矢野 登君
山本敏三郎君 渡辺一太郎君
鈴木 省吾君 山崎 竜男君
高田 浩運君 佐藤 一郎君
寺本 広作君 園田 清充君
鹿島 俊雄君 植木 光教君
玉置 和郎君 町村 金五君
高橋文五郎君 大森 久司君
岡本 悟君 吉武 恵市君
大谷藤之助君 塚田十一郎君
前田佳都男君 堀本 宜実君
柴田 栄君 大竹平八郎君
平井 太郎君 塩見 俊二君
剣木 亨弘君 迫水 久常君
西田 信一君 増原 恵吉君
林田悠紀夫君 船田 謙君
伊部 真君 田 英夫君
今泉 正二君 嶋崎 均君
上田 哲君 工藤 良平君
世耕 政隆君 初村瀧一郎君
星野 重次君 戸田 菊雄君
山本茂一郎君 柳田桃太郎君
宮崎 正雄君 松井 誠君
杉山善太郎君 楠 正俊君
高橋雄之助君 西村 尚治君
松永 忠二君 野上 元君
後藤 義隆君 伊藤 五郎君

白井 勇君 森 元治郎君
瀬谷 英行君 田口長治郎君
八木 一郎君 山本 利壽君
山下 春江君 羽生 三七君
加藤シヅエ君 藤原 道子君
鶴園 哲夫君 鈴木 強君
片岡 勝治君 辻 一彦君
須原 昭二君 加藤 進君
水口 宏三君 小谷 守君
神沢 浄君 鈴木美枝子君
小笠原貞子君 竹田 四郎君
塚田 大願君 田中寿美子君
大橋 和孝君 川村 清一君
中村 波男君 森 勝治君
星野 力君 林 虎雄君
佐野 芳雄君 小林 武君
矢山 有作君 西ヶ久保重光君
渡辺 武君 須藤 五郎君
横川 正市君 戸叶 武君
河田 賢治君 岩間 正男君
加瀬 完君 小野 明君
田中 一君 成瀬 幡治君
春日 正一君

国务大臣

内閣総理大臣

佐藤 榮作君

法務大臣

前尾繁三郎君

外務大臣

福田 赳夫君

大蔵大臣

水田三喜男君

文部大臣	高見 三郎君
厚生大臣	斎藤 昇君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	田中 角榮君
運輸大臣	丹羽喬四郎君
郵政大臣	廣瀬 正雄君
労働大臣	塚原 俊郎君
建設大臣	西村 英一君
自治大臣	渡海元三郎君
国務大臣	江崎 真澄君
国務大臣	大石 武一君
国務大臣	木内 四郎君
国務大臣	木村 俊夫君
国務大臣	竹下 登君
国務大臣	中村 寅太郎君
国務大臣	山中 貞則君

議長の報告事項

去る二日公害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 伊部 真君 (杉原一雄君の補欠)

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	浅井 亨君
農林水産委員	二宮 文造君
建設委員	沢田 実君
同	塩田 啓典君
予算委員	加藤 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	沢田 実君
農林水産委員	塩田 啓典君
建設委員	浅井 亨君
同	二宮 文造君
予算委員	河田 賢治君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

大蔵委員会	理事 戸田 菊雄君 (成瀬暢治君の補欠)
交通安全対策特別委員会	理事 阿具根 登君 (中村波男君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託
国立学校設置法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託
簡易生命保険法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託
北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案
沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 星野 重次君

予算委員	久次米健太郎君
同	小笠 公昭君
議院運営委員	古賀雷四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員	岩動 道行君
予算委員	古賀雷四郎君
同	矢野 登君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

議院運営委員	久次米健太郎君
予算委員会	理事 若林 正武君 (若林正武君の補欠)
理事	矢山 有作君 (山崎昇君の補欠)
理事	鈴木 一弘君 (塩田啓典君の補欠)
決算委員会	理事 小谷 守君 (和田静夫君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)	大蔵委員会に付託
健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(谷垣専一君外五名提出)	社会労働委員会に付託

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十七年二月四日

参議院議長 河野 謙三殿 予算委員長 徳永 正利

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員	岩動 道行君
運輸委員	稲嶺 一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員	稲嶺 一郎君
運輸委員	岩動 道行君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員	園田 清充君
同	八木 一郎君
同	久保田藤麿君
同	中村 英男君
同	宮崎 正義君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

高橋文五郎君

同

増田 盛君

同

片山 正英君

同

戸田 菊雄君

同

藤原 房雄君

去る七日災害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 松本 英一君(松永忠二君の補欠)

去る八日内閣総理大臣から、左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

茨城県選出(二月八日当選)

中村 登美君(中村喜四郎君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

稲嶺 一郎君

運輸委員

岩動 道行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

岩動 道行君

運輸委員

稲嶺 一郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

藤原 房雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

宮崎 正義君

同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 西ヶ久保重光君(田中一君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務公務員法の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十六年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る九日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

航空機燃料税法案

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

航空機燃料課税法案

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

岩動 道行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 戸田 菊雄君

公害対策特別委員 杉原 一雄君

同 鈴木美枝子君

物価等対策特別委員 竹田 四郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 中村 英男君

公害対策特別委員 加瀬 完君

同 占部 秀男君

物価等対策特別委員 片岡 勝治君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

許可、認可等の整理に関する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案

農林水産委員会に付託

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十七年二月二十八日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条に基
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額
調書(その一)

決算委員会に付託

去る十二日内閣総理大臣から議長宛、去る十日付
をもつて林野庁長官松本守雄君は退職したので政
府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領し
た。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回
国会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

林野庁長官 福田 省一君

去る十四日内閣から左の議案が提出された。よつ
て議長は即日これを外務委員会に付託した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二
年九月十五日にローマで署名された議定書の締
結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一
年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議
定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千
九百七十一年七月七日にウィーンで署名された
議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを外務委員会に付託し
た。

千九百七十一年の国際小麦協定の締結について
承認を求めるの件

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関
する協定の締結について承認を求めるの件
去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

決算委員

渡辺 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

決算委員

塚田 大願君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

沖繩及び北方問題
に関する特別委員

岩間 正男君

同

渡辺 武君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

沖繩及び北方問題
に関する特別委員

星野 力君

同

春日 正一君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託し
た。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法
律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正す
る法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律案

去る十六日内閣から予備審査のため左の議案が送
付された。よつて議長は即日これを委員会に付託
した。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する
法律等の一部を改正する法律案

労働安全衛生法案

去る十八日内閣から予備審査のため左の議案が送
付された。よつて議長は即日これを委員会に付託
した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

税関における物品の評価に関する条約の締結に
ついて承認を求めるの件

外務委員会に付託

通行税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案

社会労働委員会に付託

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進
法

特別措置法の一部を改正する法律案

航空事故調査委員会設置法案

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改
正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

老人福祉法の一部を改正する法律案

工業再配置促進法案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正
する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関す
る法律案

去る十九日内閣から予備審査のため左の議案が送
付された。よつて議長は即日これを委員会に付託
した。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護
学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する
法律案

文教委員会に付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律案

農林水産委員会に付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

河川法の一部を改正する法律案

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国際交流基金法案

同日内閣から、行政事件訴訟法第二十七条第六項の規定に基づく昭和四十六年四月および十一月における内閣総理大臣の異議陳述に関する報告書を受領した。

去る二十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公害等調整委員会設置法案

同日議員から左の質問主意書が提出された。

財政経済運営に関する再質問主意書（鈴木一弘君提出）

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

小笠原貞子君

商工委員

須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

社会労働委員

須藤 五郎君

商工委員

小笠原貞子君

去る二十三日左の質問主意書を内閣に転送した。財政経済運営に関する再質問主意書（鈴木一弘君提出）

去る二十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公有地の拡大の推進に関する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖縄総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件

一昨二十六日衆議院から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

計量法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

通信委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣から左の議案が提出された。

都市公園整備緊急措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案の修正について、国会法第五十九條の規定に基づき衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予算

同日衆議院から、左の予算中修正を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予算中修正

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十四日任期満了による再任）

同日内閣から、地方交付税法第七條の規定に基づ

中村 隆則

同日内閣から、地方交付税法第七條の規定に基づ

く昭和四十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十五年度業務報告書およびこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、林野庁長官福田省一君（去る十二日議長承認）を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

〔参照〕

二月二十四日議長は、左のとおり議席を指定した。

一七 中村 登美君

一七 中村 登美君

昭和四十七年二月二十八日 参議院會議録第五号

一七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円 (送料別)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(代)